

陸前高田市デジタル地域通貨導入業務委託事業者選定公募型プロポーザル

審査要領

令和8年8月24日

陸 前 高 田 市

1 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までにプロポーザル提案書等の提出をした者に限る。なお、プロポーザル提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は、「陸前高田市デジタル地域通貨導入業務委託事業者選定公募型プロポーザル選定委員会」が審査対象者の厳正な審査を行い契約の相手方となる候補者を選定する。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については、以下のとおりとする。

(1) 実施日程

令和8年9月28日（月）予定

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は1者あたり30分以内、質疑応答の時間は15分以内とする。

(3) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は1者当たり5名以内（機器操作者を含む）とする。

(4) 実施会場

プレゼンテーションは、陸前高田市役所において行うものとする。

(5) 会場設営

プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、液晶ディスプレイは備えているが、その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

(6) 禁止事項

プレゼンテーション時の配布資料については、業務提案書等を活用するものとし、追加の配布資料は禁ずる。使用する資料については、プロポーザル提案書等に盛り込んでおくこと。

4 審査方法等

- (1) 評価基準の審査項目に関する各審査委員の評価結果に基づき、「合計点」が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。
- (2) 点数の「合計点」が最も高い提案者の点数が満点の6割を下回る場合には、契約の相手方となる候補者の選定には至らないものとする。
- (3) 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

5 評価基準及び配点

別表のとおり。

別表 評価基準及び配点

審査 番号	評価項目	評価事項	評価基準	配点
1	実施方針・業務 運営体制・工程 計画評価	実施方針	・基本仕様書で定めた業務内容への理解度	5
2		業務運営体制	・業務内容に対して必要な経験、能力を有する人材が配置されているか	5
3		工程計画	・本業務の遂行における工程上のポイントやリスク、役割分担が整理されているか	5
4	提案内容評価	デジタル地域通 貨の特徴	・本市の地域課題や経済規模に即した最適なデジタル地域通貨システムが提案されているか	10
5		デジタル地域通 貨システム	・システム構成がわかりやすく示されているか ・利用者操作側、加盟店操作側双方のアプリケーション等の利用画面において、文字のフォントやサイズなど、高齢者やデジタル環境に不慣れな者でも分かりやすく、操作しやすいデザインとなっているか ・自治体側の管理画面は、視認性・操作性に優れ、適切な管理が可能であるか ・二次元コード、カード型など、多様な決済手段に対応できるシステム構成となっているか ・将来的に発展性および拡張性のあるサービスであるか	15
6		セキュリティ・ 信頼性	・個人情報保護、不正アクセス防止のための具体的な対策がとられているか ・住民登録情報との紐付けや、不正利用防止のための具体的な手法が提案されているか	5
7		運用保守サポ ート	・システム運用保守の内容が十分であるか ・システム障害時の対応や継続可能性、復旧手順について具体的に提案されているか ・店舗へのサポート体制は十分か ・利用者へのサポート体制は十分か	10
8	地域活性化策・ 普及促進	データ活用、地 域活性化策	・効果的な運用方法の提案がされているか ・地域ポイントの付与や購買データの分析・活用などにより、地域課題の解決や地域経済循環の促進を図るための具体的な提案はあるか	15
9		普及促進	・システムの利用促進に向けた提案がされているか ・加盟店の拡大のための具体的な提案があるか	15
10	企業評価	独自提案	・その他、本市の地域課題の解決に資する独自の機能や連携提案はあるか ・その他、仕様書に記載の無い有益な追加提案はあるか	10
11	価格評価	適正な価格設定	・見積金額（構築費、運用保守費）について、明確に示されているか ・見積金額は妥当で、継続的にシステム利用が可能な価格帯であるか	5
合 計				100